

令和7年度 第1回教科用図書葛南西部採択地区協議会 議事録

1 期 日 令和7年5月22日（木）

開 会 午後14時00分

閉 会 午後14時25分

会 場 市川市生涯学習センター 3階第3研修室

2 日 程

(1) 開会

(2) 千葉県教育庁葛南教育事務所 挨拶

(3) 令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の紹介

(4) 説明・協議

①令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約（案）について

②令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会等に関する日程（案）について

③令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算（案）について

④令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会研究調査委員の委嘱について

(5) その他

①参考資料について

②令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会の負担金について

(6) 閉会

3 出席者

委 員 9名

指導助言者 1名

事務局 3名

市教委担当 2名

4 議事録

○事務局 開会

○事務局

千葉県教育庁葛南教育事務所挨拶。指導室主席指導主事、お願いいたします。

○指導助言者

本年度の教科書採択は、特別支援教育に係る教科用図書の採択となる。小・中学校については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、基本的に令和6年度と同一の教科書を採択することとなっている。同じく無償措置法に基づきこの葛南西部採択地区協議会は設置されているが、本採択地区協議会における協議の結果に基づき、市川市と浦安市は種目ごとに同一の教科書用図書を採択しなければならないこととなっている。本年度の教科書採択にあたっては、採択権者の判断と責任により綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は採択結果やその理由について保護者や地域住民等に対して説明責任を果

たすことが重要である。また、教科書の採択においては、公正確保の徹底はもとより、採択に関する説明責任を果たすことが求められていることはすでにご承知のとおりである。

最後に、本採択地区協議会が、教科書発行者のみならず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく静謐な環境を確保しつつ、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いしたい。

○事務局

まず、本日は12名中9名の委員の方にご出席いただいておりますので、教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第10条第1項の定めにより、本日の会議が成立したことをご報告いたします。

説明・協議に係る議長ですが、同じく第10条第2項の定めにより、市川市教育委員会教育長に議長をお願いいたします。

○議長

本日は、ご多用の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

令和7年度の葛南西部採択地区協議会におきましては、市川市が事務局をさせていただくこととなりました。浦安市の皆様のお力添えをいただき進めていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本年度は、令和8年度使用の教科書につきまして、特別支援教育用の教科用図書及び学校教育法附則第9条に規定する一般図書の教科用図書1種目において採択の協議をお願いすることとなります。

教科書採択につきましては、市民の信頼に応えるべく公正性・透明性の確保に万全を期し、採択権者の権限と責任におきまして、子供たちにとってよりよい教科書が採択できますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、説明・協議を始めます。

まず、令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約（案）について、事務局からの説明を求めます。

○事務局

令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約（案）についてご説明いたします。

第1条では、採択地区協議会の目的を、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に基づき、葛南西部採択地区内の市立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。」としております。

第2条では、協議会の名称を「教科用図書葛南西部採択地区協議会」としております。

第3条では、協議会を設ける市の教育委員会は、「市川市教育委員会」及び「浦安市教育委員会」としております。

第4条では、組織は「協議会は委員12名をもって組織する」としており、委員につきましては、

第5条で、「委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。」とし、「関係市教育委員会は、別表1の委員を推薦する。」としております。また、「委員の任期は、令和7年8月31日までとする。」としております。

第6条では、会長は「関係市教育委員会教育長の互選により選任する。」としております。本年度は、市川市が幹事市ですので、市川市教育長が会長となります。

第7条では、「会長の職務代理」を、

第8条では、「協議会の庶務」について示しております。本年度は、市川市が庶務を担当させていただきます。

第9条では、「会議の招集」を、

第10条では、「会議の運営」について示しております。

第11条では、教科用図書の選定の方法を、「教科用図書の選定は、第13条第4項の報告及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。」としております。

第12条では、「選定した教科用図書の報告」について示しております。

第13条では、研究調査委員会の設置、研究調査委員の委嘱及び職務を示しております。第1項では「協議会に教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため研究調査委員会を設け、研究調査委員を置く。(別表2-1、別表2-2)」となっています。

別表2-1、及び2-2の研究調査委員につきましては、今年度は特別支援教育では、市川市2名、浦安市1名、合計3名の研究調査委員を置くこととしております。

第14条では、議事録及び資料の公表について、「協議会の会議の議事録及び前条第4項の資料については、関係市教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。」としております。

第15条では、「経費の支弁の方法」について示しております。

以上でございます。

○議長

規約案につきまして、ご意見のある方は挙手をお願いします。

ご意見がございませんので、承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数により、令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約は、承認されました。(案)を削除してください。

欠席者でございますけれども、今回この場でこの(案)が取れましたので、会長の私が議長になるということが特定され、かつ定足数を満たしたということで会が成立したということとなりました。シナリオ的には順序が違いますが、来年度は形式的に考えていただきたい。

○議長

続いて、令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会等に関する日程（案）について、事務局からの説明を求めます。

○事務局

令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会等に関する日程（案）をご説明いたします。

本日、第1回協議会を開催しております。本協議会終了後、午後3時00分より研究調査委員会を開催し、研究調査委員の方々に委嘱状を交付するとともに、各種目に分かれて、活動計画を作成していただきます。

第2回協議会は、7月15日（火）に、市川市生涯学習センター3階研修室3で、午後2時より行います。

ここでは、研究調査委員の方からの報告を受け、令和8年度に使用する特別支援教育の学校教育法附則第9条の規定による一般図書の選定を行います。

第3回は、8月18日（月）、場所は同じく市川市生涯学習センターです。決算および会計監査報告、教科書採択に係る公文書開示請求に係る共通理解、および令和8年度の協議会についてご説明いたします。以上でございます。

○議長

日程案につきまして、ご意見のある方は挙手をお願いします。

特段のご意見がなしということで、承認される方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成多数ということで、令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会等に関する日程（案）は、承認されました。（案）を削除してください。

○議長

続いて、令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算（案）について、事務局からの説明を求めます。

○事務局

令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算（案）をご説明いたします。

収入につきましては、市川市、浦安市とも4万4千円を支出し、合計8万8千円となります。協議会の支出は5項目で、「会議費」、「委員報償費」、「研究調査費」、「研究調査報告書作成費」、「事務局費」でございます。このうち、「委員報償費」は、保護者等の代表に対する委員の方への報償で、一人1回7千円としております。また、現場の教員である調査研究委員が、教科書の研究調査活動を行う「研究調査費」は、一人8千円としております。

また、研究調査の結果をまとめるための経費「研究調査報告書作成費」は、部会

に2千円としております。さらに「事務局費」は、通信費、雑費とし、協議会事務経費予算は8万8千円となっております。

○議長

予算案につきまして、ご意見のある方は挙手をお願いします。

特段ご意見がございませんので、承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数ということで、令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算(案)は、承認されました。(案)を削除してください。

続いて、令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会研究調査委員について、事務局からの説明を求めます。

○事務局

令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会研究調査委員についてご説明いたします。

資料9ページのとおり、特別支援教育の研究調査委員は、3名の方です。以上でございます。

○議長

研究調査委員につきまして、ご意見のある方は挙手をお願いします。

特段のご意見がございませんので、承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数ということで、令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会研究調査委員は、承認されました。

以上で、説明・協議事項は終了いたしました。委員の皆様、ご協力、どうもありがとうございました。

○事務局

その他の項目に移ります。

参考資料につきましては、規約に記載されております教科用図書の採択に関する国及び県よりの通知、及び教育関係法規等をまとめた「メモ扱い」の冊子をお配りいたしましたので、ご参照いただきたく存じます。

協議会の負担金につきましては、事務局が銀行に口座を開き、市川市・浦安市からすでにお振込みいただきました。ありがとうございました。適正な運用を行ってまいります。

その他につきまして、3点ございます。

1 点目、議事録についてです。

本日の議事録、およびこの後行う研究調査委員会の議事録は、次回の協議会参加依頼文書に添付させていただきます。第2回協議会の中で、記載内容につきましておはかりいたします。

2 点目、情報公開についてです。

令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会の記録につきましては、9月1日以降、市川市および浦安市の情報開示コーナーで公開をいたします。また、採択の結果および協議会の議事録につきましては、市川市教育委員会指導課および浦安市教育委員会指導課のホームページで公開いたします。

3 点目です。

規約10条第4項の規定のとおり、協議会の会議は非公開です。本日および第2回、第3回協議会の内容等は、8月31日まで秘密扱いとさせていただきます。

皆様におかれましても、委員であることを公開しないようご注意ください。

これは、研究調査委員につきましても同様です。このあとの研究調査委員会で、同様の説明をいたします。

本日の会議資料P1, 2およびP8, 9は、机上に置いたまま、お帰りください。それ以外はお持ち帰りいただいて結構でございますが、お取り扱いにはご注意ください。

○事務局

閉会